

# 四 日 市 港 管 理 組 合 公 報

第 998 号

平成 29 年 3 月 31 日

金 曜 日

---

## 目 次

---

### 規 則

- 四日市港管理組合行政組織規則の一部を改正する規則 (総務課) 2
- 四日市港管理組合職員の勤務時間、休暇等に関する規則の一部を改正する規則 (総務課) 2
- 四日市港管理組合職員の育児休業等の承認の請求手続等に関する規則の一部を改正する規則 (総務課) 7
- 四日市港ポートビル条例施行規則の一部を改正する規則 (振興課) 8

### 訓 令

- 四日市港管理組合事務決裁規程の一部を改正する訓令 (総務課) 10
- 四日市港管理組合職員の服務に関する訓令の一部を改正する訓令 (総務課) 11
- 四日市港管理組合職員被服貸与規程の一部を改正する訓令 (総務課) 21

規 則
-----

四日市港管理組合行政組織規則の一部を改正する規則をここに公布します。

平成 29 年 3 月 31 日

四日市港管理組合管理者 三重県知事 鈴木 英 敬

四日市港管理組合規則第 1 号

四日市港管理組合行政組織規則の一部を改正する規則

四日市港管理組合行政組織規則（平成 19 年四日市港管理組合規則第 1 号）の一部を次のように改正する。

第 4 条第 5 項中第 21 号を第 22 号とし、第 16 号から第 20 号までを 1 号ずつ繰り下げ、第 15 号の次に次の 1 号を加える。

(16) しゅんせつ土砂の受入に関すること。

附 則

この規則は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。

---

四日市港管理組合職員の勤務時間、休暇等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布します。

平成 29 年 3 月 31 日

四日市港管理組合管理者 三重県知事 鈴木 英 敬

四日市港管理組合規則第 2 号

四日市港管理組合職員の勤務時間、休暇等に関する規則の一部を改正する規則

四日市港管理組合職員の勤務時間、休暇等に関する規則（平成 7 年四日市港管理組合規則第 6 号）の一部を次のように改正する。

本則中「任命権者」を「管理者」に改める。

第 6 条の 3 中「第 9 条第 1 項の」の次に「常態として当該子を養育することができるものとして」を加え、同条を同条第 2 項とし、同項の前に次の 1 項を加える。

条例第 9 条第 1 項のその他これらに準ずる者として規則で定める者は、四日市港管理組合職員の育児休業等に関する条例（平成 4 年四日市港管理組合条例第 1 号。以下「育児休業条例」という。）第 2 条の 2 に定める者とする。

第 6 条の 5 第 1 項第 4 号中「第 6 条の 3」を「第 6 条の 3 第 2 項」に改める。

第 6 条の 7 及び第 6 条の 8 中「第 9 条の 2」を「第 9 条の 2 第 1 項」に改める。

第 6 条の 9 を次のように改める。

（介護を行う職員の深夜勤務及び時間外勤務の制限等）

第 6 条の 9 第 6 条の 4 から前条まで（第 6 条の 5 第 1 項第 3 号及び第 4 号並びに前条第 1 項第 3 号を除く。）の規定は、条例第 16 条第 1 項に規定する日常生活を営むのに支障がある者（以下「要介護者」という。）を介護する職員について準用する。この場合において、第 6 条の 4 及び第 6 条の 5 中「第 9 条第 1 項」とあるのは「第 9 条第 3 項」と、第 6 条の 5 第 1 項第 1 号及び前条第 1 項第 1 号中「子」とあるのは「要介護者」と、第 6 条の 5 第 1 項第 2 号及び前条第 1 項第 2 号中「子が離縁又は養子縁組の取消しにより当該請求をした職員の子でなくなった」とあるのは「要介護者と当該請求をした職員との親族関係が消滅した」と、第 6 条の 7 第 1 項、同条第 5 項、前条第 1 項及び同条第 2 項中「第 9 条第 2 項」とあるのは「第 9 条第 4 項」と、「第 9 条の 2 第 1 項」とあるのは「第 9 条の 2 第 2 項」と、第 6 条の 7 第 2 項中「条例第 9 条第 2 項又は条例第 9 条の 2 第 1 項の」とあるのは「条例第 9 条第 4 項又は条例第 9 条の 2 第 2 項の」と、「条例第 9 条第 2 項又は条例第 9 条の 2 第 1 項に規定する措置を講じることが著しく困難であるかどうか」とあるのは「それぞれ条例第 9 条第 4 項に規定する措置を講じることが著しく困難であるかどうか又は条例第 9 条の 2 第 2 項に規定する公務の正常な運営を妨げるかどうか」と、

同条第 3 項中「条例第 9 条第 2 項又は条例第 9 条の 2 第 1 項の」とあるのは「条例第 9 条第 4 項の」と、「条例第 9 条第 2 項又は条例第 9 条の 2 第 1 項に」とあるのは「同項に」と、前条第 2 項中「次の各号」とあるのは「前項第 1 号又は第 2 号」と読み替えるものとする。

第 6 条の 10 中「前 8 条」を「前 7 条」に改め、「制限」の次に「又は免除」を加える。

第 6 条の 11 第 2 項第 2 号中「四日市港管理組合職員の育児休業等に関する条例（平成 4 年四日市港管理組合条例第 1 号）」を「育児休業条例」に改める。

第 11 条第 3 号中「子」の次に「（条例第 9 条第 1 項において子に含まれるものとされる者を含む。以下この条において同じ。）」を加え、同条第 11 号中「義務教育終了前の子」を「高等学校等を卒業し、又は修了するまでの子」に改める。

第 12 条に次の 6 項を加える。

- 3 条例第 16 条第 1 項に規定する職員の申出は、同項に規定する指定期間（以下「指定期間」という。）の指定を希望する期間の初日及び末日を休暇簿に記入して、管理者に対し行わなければならない。
- 4 管理者は、前項の規定による指定期間の指定の申出があった場合には、当該申出による期間の初日から末日までの期間（第 7 項において「申出の期間」という。）の指定期間を指定するものとする。
- 5 職員は、第 3 項の申出に基づき前項若しくは第 7 項の規定により指定された指定期間を延長して指定すること又は当該指定期間若しくはこの項の申出（短縮の指定の申出に限る。）に基づき次項若しくは第 7 項の規定により指定された指定期間を短縮して指定することを申し出ることができる。この場合においては、改めて指定期間として指定することを希望する期間の末日を休暇簿に記入して、管理者に対し申し出なければならない。
- 6 管理者は、職員から前項の規定による指定期間の延長又は短縮の指定の申出があった場合には、第 4 項、この項又は次項の規定により指定された指定期間の初日から当該申

出に係る末日までの期間の指定期間を指定するものとする。

7 第 4 項又は前項の規定にかかわらず、管理者は、それぞれ、申出の期間又は第 3 項の申出に基づき第 4 項若しくはこの項の規定により指定された指定期間の末日の翌日から第 5 項の規定による指定期間の延長の指定の申出があった場合の当該申出に係る末日までの期間（以下この項において「延長申出の期間」という。）の全期間にわたり第 16 条ただし書の規定により介護休暇を承認できないことが明らかである場合は、当該期間を指定期間として指定しないものとし、申出の期間又は延長申出の期間中の一部の日が同条ただし書の規定により介護休暇を承認できないことが明らかな日である場合は、これらの期間から当該日を除いた期間について指定期間を指定するものとする。

8 指定期間の通算は、暦に従って計算し、1 月に満たない期間は、30 日をもって 1 月とする。

第 13 条第 1 項中「年次有給休暇、病気休暇、特別休暇及び介護休暇の単位は、」を「休暇の単位は、年次有給休暇、病気休暇、特別休暇及び介護休暇にあつては」に改め、「1 時間」の次に「、介護時間にあつては 30 分」を加え、同条第 6 項中「はさんで」を「挟んで」に改め、同項を同条第 7 項とし、同条第 5 項中「4 時間」の次に「(当該介護休暇と要介護者を異にする介護時間の承認を受けて勤務しない時間がある日については、当該 4 時間から当該介護時間の承認を受けて勤務しない時間を減じた時間)」を加え、同項の次に次の 1 項を加える。

6 介護時間は、1 日（当該介護時間と要介護者を異にし、半日を単位とする介護休暇の承認を受けた日を除く。）を通じ、始業の時刻から連続し、又は終業の時刻まで連続した 2 時間（育児休業条例第 24 条第 1 項の規定による部分休業の承認を受けて勤務しない時間がある日については、当該 2 時間から当該部分休業の承認を受けて勤務しない時間を減じた時間）の範囲内とする。

第 16 条中「介護休暇」の次に「又は介護時間」を、「条例第 16 条第 1 項」の次に「又

は第 16 条の 2 第 1 項」を加える。

第 17 条中「又は介護休暇」を「、介護休暇又は介護時間」に改める。

第 20 条第 1 項中「介護休暇」の次に「又は介護時間」を加え、同条第 2 項中「前項の」の次に「介護休暇の承認を受けようとする」を加え、「条例第 16 条第 2 項に規定する介護を必要とする一の継続する状態」を「1 回の指定期間」に改め、「期間」の次に「(当該指定期間が 2 週間未満である場合その他の管理者が定める場合には、管理者が定める期間)」を加える。

別表第 3 中備考第 4 項を備考第 5 項とし、備考第 3 項を備考第 4 項とし、備考第 2 項を備考第 3 項とし、備考第 1 項の次に次の 1 項を加える。

2 子には、条例第 9 条第 1 項において子に含まれるものとされる者を含む。

#### 附 則

(施行期日)

1 この規則は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。ただし、附則第 7 項の規定は、公布の日から施行する。

(平成 29 年改正条例附則第 2 項の規定による指定期間の指定)

2 四日市港管理組合職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例（平成 29 年四日市港管理組合条例第 6 号。以下「平成 29 年改正条例」という。）附則第 2 項に規定する職員の申出は、四日市港管理組合職員の勤務時間、休暇等に関する条例（以下「勤務時間条例」という。）第 16 条第 1 項に規定する指定期間（以下「指定期間」という。）の末日とすることを希望する日を休暇簿に記入して、管理者に対し行わなければならない。

3 管理者は、前項の規定による指定期間の指定の申出があった場合には、平成 29 年改正条例附則第 2 項に規定する初日（以下「初日」という。）から当該申出による期間の末日までの期間の指定期間を指定するものとする。

- 4 平成 29 年改正条例附則第 2 項に規定する職員（以下「職員」という。）は、第 2 項の申出に基づき前項若しくは第 6 項の規定により指定された指定期間を延長して指定すること又は当該指定期間若しくはこの項の申出（短縮の指定の申出に限る。）に基づき次項若しくは第 6 項の規定により指定された指定期間を短縮して指定することを申し出ることができる。この場合においては、改めて指定期間として指定することを希望する期間の末日を休暇簿に記入して、管理者に対し申し出なければならない。
- 5 管理者は、職員から前項の規定による指定期間の延長又は短縮の指定の申出があった場合には、初日から当該申出に係る末日までの期間の指定期間を指定するものとする。
- 6 第 3 項又は前項の規定にかかわらず、管理者は、それぞれ、平成 29 年 4 月 1 日から第 2 項の規定により申し出た指定期間の末日とすることを希望する日までの期間（以下「施行日以後の申出の期間」という。）又は第 2 項の申出に基づき第 3 項若しくはこの項の規定により指定された指定期間の末日の翌日から第 4 項の規定による指定期間の延長の指定の申出があった場合の当該申出に係る末日までの期間（以下「延長申出の期間」という。）の全期間にわたり勤務時間規則第 16 条ただし書の規定により介護休暇を承認できないことが明らかである場合は、当該期間を指定期間として指定しないものとし、施行日以後の申出の期間又は延長申出の期間中の一部の日が同条ただし書の規定により介護休暇を承認できないことが明らかな日である場合は、これらの期間から当該日を除いた期間について指定期間を指定するものとする。

（準備行為）

- 7 第 2 項の指定期間の指定の申出は、この規則の施行の日前においても行うことができる。

---

四日市港管理組合職員の育児休業等の承認の請求手続等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布します。

平成 29 年 3 月 31 日

四日市港管理組合管理者 三重県知事 鈴木 英 敬

四日市港管理組合規則第 3 号

四日市港管理組合職員の育児休業等の承認の請求手続等に関する規則の一部を改正する規則

四日市港管理組合職員の育児休業等の承認の請求手続等に関する規則（平成 4 年四日市港管理組合規則第 2 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条の 3（見出しを含む。）中「第 2 条の 2 第 3 号ロ」を「第 2 条の 3 第 3 号ロ」に改める。

第 3 条第 2 項中「第 3 条第 7 号」を「第 3 条第 8 号」に改める。

第 14 条第 1 項中「第 3 条第 4 号」を「第 3 条第 5 号」に、「第 11 条第 5 号」を「第 11 条第 6 号」に改める。

附 則

この規則は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。

---

四日市港ポートビル条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布します。

平成 29 年 3 月 31 日

四日市港管理組合管理者 三重県知事 鈴木 英 敬

四日市港管理組合規則第 4 号

四日市港ポートビル条例施行規則の一部を改正する規則

四日市港ポートビル条例施行規則（平成 11 年四日市港管理組合規則第 2 号）の一部を次のように改正する。

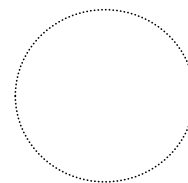
第 16 号様式を次のように改める。



第16号様式（第12条関係）

## 四日市港ポートビル展望展示室入場料免除申請書

（兼 団体見学案内依頼書）



申請日 平成 年 月 日

四日市港管理組合管理者 あて

（申請者）住所（〒）

学校名等

代表者名

四日市港ポートビル展望展示室の入場料の免除を受けたいので、次のとおり申請します。

見学年月日	年 月 日 ( 曜日 )		見学目的	1. 社会見学
14F展望室 見学時間	時 分 ~ 時 分			2. その他 ( )
見学者数	児童・生徒	第 学年 名	ナビゲーションシアター	1. 要 2. 否
	引率者	名	交通手段	1. バス ( 台 ) 2. その他
	計	名		
担当者			備考	・簡単な展望案内 1. 要 2. 否
電話	( )			
FAX	( )			
当日引率責任者名				

- (注1) 申請書は1部提出のこと。FAXでも可能です。
- (注2) 見学には約1時間、館内移動等に20分程度必要です。
- (注3) 当日の全体スケジュールを参考のために添付してください(様式自由)。
- (注4) 当日は、直接14階展望展示室へお越しください。
- (注5) ナビゲーションシアターの所要時間は15分程度で、ビデオとジオラマで四日市港をわかりやすく説明します。

附 則

この規則は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。

訓 令

四日市港管理組合訓令第 1 号

庁 中 一 般

四日市港管理組合事務決裁規程の一部を改正する訓令を次のように定めます。

平成 29 年 3 月 31 日

四日市港管理組合管理者 三重県知事 鈴木 英 敬

四日市港管理組合事務決裁規程の一部を改正する訓令

四日市港管理組合事務決裁規程（平成 8 年四日市港管理組合訓令第 1 号）の一部を次のように改正する。

別表 1 個別決裁事項の表第 26 号の項中

「

4	運用方針第 4 の規定による基金取崩計画の策定及び変更			○			
5	運用方針第 4 の規定による年間運用計画書の策定						
(1)	歳計現金による債券運用に係るもの			○			
(2)	基金による債券運用に係るもの			○			

を

」

「

4	運用方針第 4 の規定による年間資金運用計画の策定及び変更			○			
5	運用方針第 6 の規定による中長期資金運用計画の策定及び変更			○			

に改め、第 6 号

」

から第 8 号までを削り、第 9 号を第 6 号とし、第 10 号を第 7 号とし、同表中第 56 号の項を第 57 号の項とし、第 55 号の項の次に次の 1 項を加える。

56	しゅんせつ土砂の受入に関する事務	1	四日市港管理組合しゅんせつ土砂受入要綱第 4 条第 2 項の規定による承諾（不承諾）の決定			○		
		2	各種届出の受理					○
		3	要綱第 6 条第 2 項の規定による変更承諾（不承諾）の決定			○		
		4	要綱第 7 条第 2 項の規定による受入土量の決定					○

	5	要綱第 8 条第 1 項の規定による受 入料金の徴収					○	
	6	要綱第 8 条第 3 項の規定による受 入料金の減免			○			
	7	要綱第 8 条第 4 項の規定による受 入料金の改定			○			
	8	要綱第 10 条の規定による承諾の取 消し			○			
	9	要綱第 10 条の規定による現状回復 命令			○			
	10	要綱第 11 条の規定による損害賠償 請求			○			
	11	その他しゅんせつ土砂の受入に係 るもの			○			

## 附 則

この訓令は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。

## 四日市港管理組合訓令第 2 号

庁 中 一 般

四日市港管理組合職員の服務に関する訓令の一部を改正する訓令を次のように定めます。

平成 29 年 3 月 31 日

四日市港管理組合管理者 三重県知事 鈴木 英 敬

四日市港管理組合職員の服務に関する訓令の一部を改正する訓令

四日市港管理組合職員の服務に関する訓令（昭和 56 年四日市港管理組合訓令第 1 号）の  
一部を次のように改正する。

第 14 条第 4 項中「管理者」を「所属長」に改め、同条第 6 項中「職員は」の次に「、前  
項の指定期間内において」を加え、「介護休暇簿（第 17 号様式）」を「介護休暇簿」に、「よ  
り所属長の承認を受けるとともに、介護休暇届（第 18 号様式）を管理者に提出し」を「記  
入して所属長の承認を受け」に改め、同項を同条第 7 項とし、同条第 5 項の次に次の 1 項  
を加える。

6 介護休暇を受けようとする職員は、あらかじめ介護休暇簿（第 17 号様式）に記入して

所属長に申出を行い、指定期間（勤務時間条例第 16 条第 1 項に規定する「指定期間」をいう。以下同じ。）の指定を受けなければならない。

第 14 条に次の 1 項を加える。

- 8 介護時間を受けようとする職員は、あらかじめ介護時間休暇簿（第 18 号様式）に記入して所属長の承認を受けなければならない。

第 12 号様式を次のように改める。

第12号様式（第11条の3関係）

深夜勤務・時間外勤務制限等請求書

所属長  宛て  次のとおり	宛て  ( <input type="checkbox"/> 養育 ) ( <input type="checkbox"/> 介護 )	のため	( <input type="checkbox"/> 深夜勤務の制限 ) ( <input type="checkbox"/> 時間外勤務の制限 ) ( <input type="checkbox"/> 時間外勤務の免除 )	を請求します。	請求年月日 年 月 日
請求者 所 属 _____ 職 名 _____ 氏 名 _____ 印 _____					
1 請求に係る子又は要 介護者	氏 名				
	続 柄 等				
	生 年 月 日	年 月 日	日生 ( <input type="checkbox"/> 出産予定日 )		
	養 子 縁 組 の 効力が生じた日	年 月 日			
2 職員の配偶者で当該 子の親である者の有無 及び状況	<input type="checkbox"/> 有	( <input type="checkbox"/> 深夜において就業している ) ( <input type="checkbox"/> 負傷、疾病、身体上又は精神上の障害により養育 が困難である ) ( <input type="checkbox"/> 産前 8 週間 ( 多胎妊娠の場合にあつては、14 週間 ) 又は産後 8 週間以内である ) ( <input type="checkbox"/> 上記のいずれにも該当しない ( 養育ができる ) )	<input type="checkbox"/> 無		
3 要介護者の状態及び 具体的な介護の内容					
4 請求に係る期間	深 夜 勤 務 の 制 限	年 月 日から	<input type="checkbox"/> 毎日	年 月 日まで	<input type="checkbox"/> その他 (      )
	時 間 外 勤 務 の 制 限 又 は 免 除	年 月 日から	<input type="checkbox"/> 1 年 <input type="checkbox"/> 1 年に満たない期間 (      月 )		

## (注) 1 の欄関係

① 「続柄等」欄には、請求に係る子又は要介護者の請求者との続柄等（請求に係る子（勤務時間条例第9条第1項において子に含まれるものとされる者に該当する場合にあつては、その事実。）を記入すること。

② 「生年月日」欄は、子を養育するための請求の場合のみ記入すること。

なお、請求に係る子が請求の際に出生していない場合には、「生年月日」欄に出産予定日を記入し、 出産予定日に  印を記入すること。

③ 「養子縁組の効力が生じた日」欄は、子を養育するための請求の場合のみ記入すること。

## 2 の欄関係

① この欄は、子を養育するために深夜勤務の制限を請求する場合のみ記入すること。

② 「深夜において就業している」とは、深夜における就業日数が1月に3日を超えることをいう。

## 3 の欄関係

この欄は、要介護者を介護するための請求の場合のみ記入すること。

## 4 の欄関係

子を養育するために深夜勤務の制限を請求する場合には、当該請求に係る子が満6歳に達する日以後の最初の3月31日以前の日を制限終了日として請求すること。

第 12 号様式の 2 を次のように改める。

## 第 12 号様式の 2 (第 11 条の 3 関係)

## 育児又は介護の状況変更届

	年 月 日 届出
所属長 宛て	
	所 属 _____
	職 名 _____
	氏 名 _____ 印
<p>次のとおり <input type="checkbox"/>深夜勤務 <input type="checkbox"/>時間外勤務 の <input type="checkbox"/>制限 <input type="checkbox"/>免除 に係る子の養育又は要介護者の介護の状況について変更が生じたので届け出ます。</p>	
1 届出の事由	
(1) 養育の状況の変更	
<input type="checkbox"/> 子が死亡した <input type="checkbox"/> 職員の子でなくなった ( <input type="checkbox"/> 離縁 <input type="checkbox"/> 養子縁組の取消し <input type="checkbox"/> 家事審判事件の終了 <input type="checkbox"/> 児童福祉法(昭和 22 年法律第 164 号)第 27 条第 1 項第 3 号の規定による措置の解除 ) <input type="checkbox"/> 同居しなくなった <input type="checkbox"/> 職員の配偶者で子の親であるものが深夜において常態として当該子を養育できるものに該当することとなった	
(2) 介護の状況の変更	
<input type="checkbox"/> 要介護者が死亡した <input type="checkbox"/> 要介護者と職員との親族関係が消滅した (消滅の理由： _____ )	
2 届出の事実が発生した日	
年 月 日	

第 16 号様式中「四日市港管理組合管理者 あて」を「所属長 宛て」に改める。

第 17 号様式を次のように改める。

第 17 号様式 (第 14 条関係)

介 護 休 暇 簿

所属		氏名	
----	--	----	--

(第一面)

※ 要 者 す 項 介 護 関 事 に 関 する	氏 名		※ 要 者 態 具 な の 介 護 状 況 及 体 介 護 内 容
	続 柄		
	同居・別居	<input type="checkbox"/> 同居 <input type="checkbox"/> 別居	
	介護が必要となった時期 年 月 日		

指 定 期 間 の 申 出 ・ 指 定														
第 1 回				第 2 回				第 3 回						
※ 申 出 の 期 間	※ 申 出 日	※ 本 人 印	所 属 長 の 印	期 間	※ 申 出 の 期 間	※ 申 出 日	※ 本 人 印	所 属 長 の 印	期 間	※ 申 出 の 期 間	※ 申 出 日	※ 本 人 印	所 属 長 の 印	期 間
年 月 日 から 年 月 日 まで				月 日	年 月 日 から 年 月 日 まで				月 日	年 月 日 から 年 月 日 まで				月 日
備考				備考				備考						

指 定 期 間 の 延 長 ・ 短 縮														
第 1 回				第 2 回				第 3 回						
※ 延 長 ・ 短 縮 後 の 末 日	※ 申 出 日	※ 本 人 印	所 属 長 の 印	延 長 ・ 短 縮 後 の 期 間	※ 延 長 ・ 短 縮 後 の 末 日	※ 申 出 日	※ 本 人 印	所 属 長 の 印	延 長 ・ 短 縮 後 の 期 間	※ 延 長 ・ 短 縮 後 の 末 日	※ 申 出 日	※ 本 人 印	所 属 長 の 印	延 長 ・ 短 縮 後 の 期 間
( 年 月 日 から ) 年 月 日 まで				月 日	( 年 月 日 から ) 年 月 日 まで				月 日	( 年 月 日 から ) 年 月 日 まで				月 日
( 年 月 日 から ) 年 月 日 まで				月 日	( 年 月 日 から ) 年 月 日 まで				月 日	( 年 月 日 から ) 年 月 日 まで				月 日
備考				備考				備考						

- (注) 1 ※印の欄は職員が記入し、又は押印すること。  
 2 所属長は、介護休暇の指定期間の指定(延長又は短縮後の期間の指定を含む)について休暇簿に記入し、押印するものとする。  
 なお、指定期間から除いた期間がある場合には、その旨及び除いた期間を備考欄に記入すること。



介護休暇の請求・承認										
※ 請 求 の 期 間				※ 請 求 年 月 日	※ 本 人 印	承認の可否	決 裁			備 考
年 月 日	時 間	日・時間数								
年 月 日 から 年 月 日 まで	<input type="checkbox"/> 毎 日 <input type="checkbox"/> その他 ( )	時 分～ 時 分 時 分～ 時 分	日 ----- 時	年 月 日		<input type="checkbox"/> 承認 <input type="checkbox"/> 不承認				
年 月 日 から 年 月 日 まで	<input type="checkbox"/> 毎 日 <input type="checkbox"/> その他 ( )	時 分～ 時 分 時 分～ 時 分	日 ----- 時	年 月 日		<input type="checkbox"/> 承認 <input type="checkbox"/> 不承認				
年 月 日 から 年 月 日 まで	<input type="checkbox"/> 毎 日 <input type="checkbox"/> その他 ( )	時 分～ 時 分 時 分～ 時 分	日 ----- 時	年 月 日		<input type="checkbox"/> 承認 <input type="checkbox"/> 不承認				
年 月 日 から 年 月 日 まで	<input type="checkbox"/> 毎 日 <input type="checkbox"/> その他 ( )	時 分～ 時 分 時 分～ 時 分	日 ----- 時	年 月 日		<input type="checkbox"/> 承認 <input type="checkbox"/> 不承認				
年 月 日 から 年 月 日 まで	<input type="checkbox"/> 毎 日 <input type="checkbox"/> その他 ( )	時 分～ 時 分 時 分～ 時 分	日 ----- 時	年 月 日		<input type="checkbox"/> 承認 <input type="checkbox"/> 不承認				
年 月 日 から 年 月 日 まで	<input type="checkbox"/> 毎 日 <input type="checkbox"/> その他 ( )	時 分～ 時 分 時 分～ 時 分	日 ----- 時	年 月 日		<input type="checkbox"/> 承認 <input type="checkbox"/> 不承認				

(第 二 面)

- (注) 1 ※印の欄は職員が記入し、又は押印すること。  
 2 所属長は、介護休暇の承認の可否の決定について休暇簿に記入し、押印するものとする。  
 なお、請求された介護休暇の期間の一部について承認しなかつた場合には、その旨を備考欄に記入した上、当該承認しなかつた日又は時間を第三面に記入すること。  
 3 所属長は、職員からの申請に基づき介護休暇の承認を取り消した場合には、その旨を第三面に記入すること。

(第三面)

介護休暇の取消し等							
※ 休暇の取消し等の期間			※ 本人印	決 裁			備 考
年 月 日	時 間	日・時間数					
年 月 日 から	時 分～ 時 分	日					
年 月 日 まで	時 分～ 時 分	時					
年 月 日 から	時 分～ 時 分	日					
年 月 日 まで	時 分～ 時 分	時					
年 月 日 から	時 分～ 時 分	日					
年 月 日 まで	時 分～ 時 分	時					
年 月 日 から	時 分～ 時 分	日					
年 月 日 まで	時 分～ 時 分	時					
年 月 日 から	時 分～ 時 分	日					
年 月 日 まで	時 分～ 時 分	時					
年 月 日 から	時 分～ 時 分	日					
年 月 日 まで	時 分～ 時 分	時					
年 月 日 から	時 分～ 時 分	日					
年 月 日 まで	時 分～ 時 分	時					

(注) ※印の欄は職員が記入し、又は押印すること。

第 18 号様式を次のように改める。

第 18 号様式 (第 14 条関係)

介 護 時 間 休 暇 簿

所 属		氏 名	
--------	--	--------	--

(第一面)

※ 要介護 者に関 する事 項	氏 名		※ 要介護 者の状 態及び 具体的 な介護 の内容						
	続 柄								
	同居・ 別居	<input type="checkbox"/> 同居 <input type="checkbox"/> 別居							
	介護が必要となった時期 年 月 日								
連続する 3 年の期間 年 月 日から 年 月 日まで									
※ 請 求 の 期			※ 請求 年月 日	※ 本人 印	承認の 可否	決 裁			備考
年 月 日		時 間							
年 月 日 から 年 月 日 まで	<input type="checkbox"/> 毎 日 <input type="checkbox"/> その他 ( )	午前 時 分～ 午後 時 分～ 時 分			<input type="checkbox"/> 承認 <input type="checkbox"/> 不承認				
年 月 日 から 年 月 日 まで	<input type="checkbox"/> 毎 日 <input type="checkbox"/> その他 ( )	午前 時 分～ 午後 時 分～ 時 分			<input type="checkbox"/> 承認 <input type="checkbox"/> 不承認				
年 月 日 から 年 月 日 まで	<input type="checkbox"/> 毎 日 <input type="checkbox"/> その他 ( )	午前 時 分～ 午後 時 分～ 時 分			<input type="checkbox"/> 承認 <input type="checkbox"/> 不承認				
年 月 日 から 年 月 日 まで	<input type="checkbox"/> 毎 日 <input type="checkbox"/> その他 ( )	午前 時 分～ 午後 時 分～ 時 分			<input type="checkbox"/> 承認 <input type="checkbox"/> 不承認				

- (注) 1 ※印の欄は職員が記入し、又は押印すること。  
 2 所属長は、介護時間の承認の可否の決定について休暇簿に記入し、押印するものとする。  
 なお、請求された介護時間の期間の一部について承認しなかつた場合には、その旨を備考欄に記入した上、当該承認しなかつた日又は時間を第三面に記入すること。  
 3 所属長は、職員からの申請に基づき介護時間の承認を取り消した場合には、その旨を第三面に記入すること。

※ 請 求 の 期 間			※ 請求 年月日	※ 本人 印	承認の 可否	決 裁			備考
年 月 日		時 間							
年 月 日 から 年 月 日 まで	<input type="checkbox"/> 毎 日 <input type="checkbox"/> その他 ( )	午前 時 分～ 午後 時 分～ 時 分			<input type="checkbox"/> 承認 <input type="checkbox"/> 不承認				
年 月 日 から 年 月 日 まで	<input type="checkbox"/> 毎 日 <input type="checkbox"/> その他 ( )	午前 時 分～ 午後 時 分～ 時 分			<input type="checkbox"/> 承認 <input type="checkbox"/> 不承認				
年 月 日 から 年 月 日 まで	<input type="checkbox"/> 毎 日 <input type="checkbox"/> その他 ( )	午前 時 分～ 午後 時 分～ 時 分			<input type="checkbox"/> 承認 <input type="checkbox"/> 不承認				
年 月 日 から 年 月 日 まで	<input type="checkbox"/> 毎 日 <input type="checkbox"/> その他 ( )	午前 時 分～ 午後 時 分～ 時 分			<input type="checkbox"/> 承認 <input type="checkbox"/> 不承認				
年 月 日 から 年 月 日 まで	<input type="checkbox"/> 毎 日 <input type="checkbox"/> その他 ( )	午前 時 分～ 午後 時 分～ 時 分			<input type="checkbox"/> 承認 <input type="checkbox"/> 不承認				
年 月 日 から 年 月 日 まで	<input type="checkbox"/> 毎 日 <input type="checkbox"/> その他 ( )	午前 時 分～ 午後 時 分～ 時 分			<input type="checkbox"/> 承認 <input type="checkbox"/> 不承認				
年 月 日 から 年 月 日 まで	<input type="checkbox"/> 毎 日 <input type="checkbox"/> その他 ( )	午前 時 分～ 午後 時 分～ 時 分			<input type="checkbox"/> 承認 <input type="checkbox"/> 不承認				
年 月 日 から 年 月 日 まで	<input type="checkbox"/> 毎 日 <input type="checkbox"/> その他 ( )	午前 時 分～ 午後 時 分～ 時 分			<input type="checkbox"/> 承認 <input type="checkbox"/> 不承認				

(第 二 面)

(注) ※印の欄は職員が記入し、又は押印すること。

※ 休暇の取消し等の期間		※ 本人印	決 裁			備 考
年 月 日	時 間					
年 月 日から 年 月 日まで	午前 時 分～ 時 分 午後 時 分～ 時 分					
年 月 日から 年 月 日まで	午前 時 分～ 時 分 午後 時 分～ 時 分					
年 月 日から 年 月 日まで	午前 時 分～ 時 分 午後 時 分～ 時 分					
年 月 日から 年 月 日まで	午前 時 分～ 時 分 午後 時 分～ 時 分					
年 月 日から 年 月 日まで	午前 時 分～ 時 分 午後 時 分～ 時 分					
年 月 日から 年 月 日まで	午前 時 分～ 時 分 午後 時 分～ 時 分					
年 月 日から 年 月 日まで	午前 時 分～ 時 分 午後 時 分～ 時 分					
年 月 日から 年 月 日まで	午前 時 分～ 時 分 午後 時 分～ 時 分					

(第三面)

(注) ※印の欄は職員が記入し、又は押印すること。

## 附 則

この訓令は、公布の日から施行する。

四日市港管理組合訓令第 3 号

庁 中 一 般

四日市港管理組合職員被服等貸与規程の一部を改正する訓令を次のように定めます。

平成 29 年 3 月 31 日

四日市港管理組合管理者 三重県知事 鈴木 英 敬

四日市港管理組合職員被服等貸与規程の一部を改正する訓令

四日市港管理組合職員被服等貸与規程（昭和 53 年四日市港管理組合訓令第 2 号）の一部を次のように改正する。

別表第 1 中

「

作業服（上・冬）	1	1
作業服（上・夏）	1	2
作業服（下・冬）	1	1
作業服（下・夏）	1	1
雨合羽	1	3
ゴム長靴又は安全ゴム長靴	1	3

を

」

「

作業服（上・冬）	1	1
作業服（上・夏）	1	2
作業服（下・冬）	1	1
作業服（下・夏）	1	1
雨合羽	1	3
ゴム長靴又は安全ゴム長靴	1	3
安全靴（短）	1	3

に改める。

」

附 則

この訓令は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。

---

**発行 四日市港管理組合**

三重県四日市市霞二丁目 1 - 1

四日市港管理組合経営企画部総務課

電話 059-366-7006

四日市港管理組合公報は、四日市港管理組合ホームページにも掲載しています。

<http://www.yokkaichi-port.or.jp/>

---